

日蓮聖人の倫理観の一考察

倉 橋 観 隆

今日、一般に倫理といふことが問題とされる傾向にあるが、日蓮教学において、法華經信仰者の日常的次元に即した倫理的あり方は、さほど問題とされない傾向にあるのではないかと思われる。いうまでもなく、法華經不信がなぜ誘法であるかという問題については、教主論をはじめとして、宗義学の上からさまざまな論考が試みられている。誘法墮獄からの救済、そして、成仏の直道として、妙法五字の受持等の論考がそれなのであるが、それらの論述中、しばしば信仰は倫理を超越したものとする論調が見られないでもない。しかしながら、純粹法華經世界觀に立脚しながら、日常的次元に即した具体的な倫理觀がもう少し問われる必要があるのでなかろうか。

そういった日的な規定があり、それを踏まえた行法があつてこそ、より日蓮聖人の宗教的世界を把握することに繋がるのではないかと思うのである。そのような視点

から、私は日常倫理的問題を聖人の教義の中に、どのように見出すべきかを問題としたい。

聖人の倫理觀を問題にする時、まずその中心となるのは、孝・忠を媒介として述べられる報恩思想であることは論を俟つまでもないであろうが、それらの概念はやや理念的にとらえられ、かならずしも日常的な信仰の倫理の道標として充分にその意を明らかにされていないようを感じられる。そこで、私は聖人の倫理觀をより具体的にとらえる為の試みとして、仏教の通戒である五戒を中心とし、五戒という五つの項目に即して考察を加えてみたいと思う。ここで五戒を取り上げたのは、そもそも戒とは仏教道德の総称であり(1)、その中でも五戒は諸戒の根本となつており、それは出世間にとどまるものではなく、広く世間においても倫理の根本規範になつてゐるからである。それ故、聖人の倫理觀を考察する一つの基準にな

るのではなかと思われるからである。

聖人は末法無戒の立場に立たれ、五戒を超克されたようであるが、その立場から、改めて五戒という五つの項目より倫理をどのように支持されていたのかを検討して行こうとするものである。この試みを通して、日蓮教学の真髓と具体的倫理のあり方との接点を追求する契機になるならば幸いである。

論をすすめるに当たって、まず聖人の五戒に対する考え方を検討し、次に聖人の末法無戒思想について考察し、さらに聖人独自の宗教的世界観に立脚する戒思想について考察しその上で、五戒に即して聖人の倫理観を考察してみたいと思う。

（八二五頁）
と示されているように、否定的な見方をされているのである。

また、聖人は戒に対して、五戒をより一般的にとらえて、持戒と法華經受持及び法華經誘法について論じられている点が見られる。

まず『月水御書』（定二八九〇九〇頁）には、一生の間一惡をも犯さず、無量の戒を持ち、無量の善根を積む持戒者であつても、法華經を唯一絶対と信じない者は、

それら無量の善根もたちまちにして失い、阿鼻地獄に墮ちるといわれている。また『祈禱經送状』には

信三權教^{セシニクジョウ}「大誘法の時の事は何なる持戒の行人と申候とも。背^ハ法華經^ハ誘法罪の故に、正法の破戒の大俗

よりも百千万倍劣候也。彼誘法比丘雖^ハ持戒也^ト墮^ニ無間^ニ。正法の大俗は雖^ニ破戒也^ト成仏無^{*}疑故也。」（定六九〇頁）

聖人が五戒について述べられているのは『一代五時図』において、五戒を小乘戒と規定しているのが見られる（定二三〇〇頁）が、但し聖人は五戒のみに言及される場合はほとんどないのである（2）。五戒を小乘戒と規定されたが、その小乘戒に対しても、『聖密房御書』に東寺真言・法相・三論・華嚴等は戒壇なきゆへに、東大寺に入て小乘律宗の驃乳臭糞の戒を持つ。（定

と述べられ、如何なる持戒の比丘であつても法華經に背く誑法者は正法の破戒者よりも遙かに劣り、無間地獄に墮ちるとされ、正法者は破戒を犯しても成仏は疑いないとれているのである。同様の表現は他にも見られ、これらの説示から考へると、持戒と法華經受持の功德、破戒

と法華經誇法罪の重さを比較され、法華經受持の超勝性が強調されているのである。そこには持戒の必要性はまったく認められておらず、所謂乘急戒緩の姿勢が伺えるのである。

以上、聖人の五戒に対する認識は、まず、小乗戒と規定され、その小乗戒を否定的みてるのである。さらに、五戒という五つの項目にとらわれず、一般化してとらえ、法華經受持という立場から、乘急戒緩の姿勢をとられているのである。

二 聖人の末法無戒の認識

前節では聖人の五戒の認識について少しく考察を加えたが、その中で戒に対して乘急戒緩の姿勢をとられていてそれを指摘したが、今節ではさらに聖人の末法無戒思想に対する考え方を考察し、なおかつ、世間的悪業による罪と、仏教の把握の仕方において生ずる罪との比較をして、それらの考え方の基本を確認してみたいと思う。

聖人は末法における持戒については、『南条兵衛七郎殿御書』に

像法千年の後は末法万年。持戒もなし、破戒もなし、無戒のみ國に充满せん。（定三三二二頁）

と示されるように、社会の現状を末法無戒と認識され、聖人自身についても

抄（定一三五頁）

是程の卑賤無智無戒の者（同定一三六頁）

日蓮は無戒の比丘なり（『御衣立單衣御書』定一一一頁）

日蓮は無戒の比丘、邪見の者なり。（『法衣書』定一八五四頁）

と处处に示されているように、無戒の比丘と認識されているのである。

次に世間的な罪と仏教の把握の仕方によつて生ずる罪との比較についてみてみると、『南条兵衛七郎殿御書』に

末法になり候へば五濁さかりにすぎて、大風の大波を起して岸を打のみならず、又波と波とをうつ也。見濁と申は正像やうやうすぎぬれば、わづかの邪法の一つをつたへて無量の正法をやぶり、世間の罪にて惡道におつるものよりも、仏法を以て惡道に墮もの多とみへはんべり。（定三二二二頁）

と示され、同様の表現が他の遺文にも見られる（3）。こ

れらからいえることは、末法において世間の悪業による

罪の重さと、正しい仏教の把握の仕方を誤り、邪法を持つことによってつくる罪の方が重く、また、その罪をつくる人々の方が多いとされるのである。このことについては『開目抄』に

世間の罪に依て悪道に墮者爪上土、仏法によて悪道に墮者十方の土。俗より僧、女より尼多惡道に墮べし。
(定五五六頁)

と明示されている。さらに『守護國家論』においては、信「法華經」之輩捨「法華經」之信「自隨」之權人「外於三世間惡業」者不レ及「法華功德」故不レ可「墮三惡道」也。

(定一二八頁)

と述べられるように、末法今時における仏教の正確な把握か否かは法華經の信不信によるのであって、世間の悪業よりも、法華不信こそが重罪であり、その罪の前では世間の悪業は軽罪であるとみる傾向が強いことを示している。

以上のことから、聖人は世間的な悪業をも包括された末法無戒の立場に立脚し、法華經受持か否かが救済のキーポイントとされるのである。

では、如何なる理由により、聖人は末法無戒に立脚さ

れたのであるうか。

まず指摘されることは、『末法燈明記』の影響を受けているということである。

このことは日蓮聖人一人に限つたものではなく、法然・親鸞上人もこの書の影響によつて、末法無戒の立場から念佛一行の教義を展開していくのである(4)。

猶、この書は鎌倉当時、伝教大師作と考えられており、法然上人は「伝教大師の末法燈明記に」(5)と述べており、日蓮聖人も「伝教大師、末法燈明記」(6)と述べられているのであるが、現在の研究では偽書であるとの見方がなされている(7)。

さて、いすれにせよ、小乘戒を否定し、大乘圓頓戒壇を建立した伝教大師に対して、その功績をもつて鑽仰する日蓮聖人にとっては当時、伝教大師作と考えられていた『末法燈明記』の思想を受容するのは当然であったろう。『末法燈明記』の

於「末法中」但有「言教」而無「行証」。若有「戒法」可「有「破戒」。既無「戒法」由「破「何戒」而有「破戒」破「戒尚無。何況持戒」(8)

や

設「末法中有「持戒者」既是怪異。如「市有「虎」(9)

の文の引用が聖人の遺文中の数箇處にされている(10)と

これから、この書を持戒を否定し、末法無戒の思想的根拠とされていたことが明白になるのである。

ところで、聖人は伝教大師から繼承した末法無戒の思想を当時の社会状況に照合せしめたのである。このことについては、『顕誇法抄』に端的に述べられているが、次に少しくその説示を見てみる。

まず、一切衆生が犯すことが避られないものとしては、殺生、妄語、邪見を挙げられている。

殺生に関しては(定二四八頁)に蠍蟻蚊虫を殺さないものは一人としておらず、たとえ持戒を誇る僧であっても無意識に殺していることがあるといわれるのである。また、武士や禽獸の殺生を職業とする者達にとっては、殺生をせざるを得ず、持戒は即、生活破綻を来たすものといえよう。このような現実認識が聖人にあってこそ、不殺生戒を持つものは末法においては存在しないという説示となるものであろう。

次に妄語については(定二五一頁)、賢人、上人などと言われる人々でも、妄語しない時はあっても、妄語しない日はない。妄語しない日はあっても、妄語しない月はない。というようにして、一生妄語しない人など皆無

であるとみられているのである。

邪見については(定二五一～二頁)、慈悲なき者を邪見の者といわれ、当世の衆生で慈悲ある人はいないとみられているのである。

次に、一切衆生にわたらないが、殊に出家者に多い破戒に邪姪が挙げられている(定二四九～五〇頁)。出家者は独身を守らねばならぬ故、性欲が思いに任せないので却って陰で、他人の妻と関係したりする者も多く、殊に、世間で高僧と仰がれる人に多いといわれている。

さらに在家者に多い破戒の行為として、飲酒についていわれている(定二五〇頁)。それによれば、大酒を飲む比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷は不飲酒戒を犯していることになると述べられている。

さて、聖人が飲酒されたのは周知のことであり、それは檀越からの供養品の中に酒が含まれていたことによつて裏付けられるが(11)、聖人が「無戒の比丘」と自認される理由の一つには、不飲酒戒を破つていたことがあると考えることは行き過ぎであろうか。ともあれ、『顕誇法抄』において聖人は、飲酒は破戒にあたるとし、さらに、その酒を与える者や、まして、その酒に水を加えて売る者は決して墮獄は免れず、当世の在家者には多くこ

のような行為をするものがおり、不飲酒戒も持たれていないと述べられている。

偷盜に関しては（定二四九頁）詳説されていないが、

甚だ、この罪も犯される傾向にあったのであろう。

以上、五戒を中心として項目別に一瞥してみたのであるが、総じて当世の状況をみると

総じて上の七大地獄の業因は諸經論をもて勘え見るに当世日本國の四衆に見て見るに、此七大地獄をはるべき人を見ず。又きかず。（定二五一頁）
と示されるように、聖人は末法においては持戒の者は存せず、衆生は總て堕獄を免れ得ないという現実認識がなされているのである。そこに、前述のように『末法灯明記』の思想を評価し、継承する面が一層強くなり、末法無戒を認識されたのであろう。

三 日蓮聖人の戒

戒とは禁制の義をもち、消極的には防非止惡の力、積極的には諸善発生の根本作用というように解せられる（註）。すなわち、惡を止め、善を発生させる根本作用ということであるが、その意味で戒をとらえるならば、前節で末法無戒として持戒を否定された聖人の場合にお

いても、当然、戒の認識はあつたといえよう。

それでは、聖人独自の戒とは如何なるものであつたかを次に少しく考察してみよう（註）。

まず、明らかにしなければならないことは、聖人の宗教において、根源的な善・惡に対し、どのような概念規定がなされているかである。宗教的次元においていわれる根源的な善・惡の問題の一つには、絶対者と衆生との間ににおいて論じられるのである。聖人の場合、絶対者たる釈尊を如何にとらえられ、それと衆生の関わりにおいて、善・惡の問題をどのように自覚させていたのであらうか。

『善無畏三藏鈔』に

此釈迦如來は三の故ましまして、他仏にかはらせ給ひて娑婆世界の一切衆生の有縁の仏となり給ふ。一には、此娑婆世界の一切衆生の世尊にておはします。阿弥陀仏は此國の大王にはあらず。釈迦仏は譬ば我国の主上のごとし。（略）大覺世尊は我等が尊主也。先本尊と定むべし。二には、釈迦如來は娑婆世界の一切衆生の父母也。（略）我等衆生の眼をば開き見とは開き給しか。いまだ他仏は開き給はず。三には、此仏は娑婆世界の一切衆生の本師也。（略）

此娑婆世界は十方世界の中の最下の処、譬ば此国土の中の獄門の如し。十方世界の中の十惡五逆誹謗正法の重罪逆罪の者を諸仏如來擣出し給しを、釈迦如來此土にあつめ給ふ。(略)我等が父母世尊は主師親三德を備て、一切の仏に擣出せられたる我等を、唯我一人能為救護とはげませ給ふ。其恩大海よりも深し、其恩大地よりも厚し、其恩虛空よりも廣し。

(定四六六〇七〇頁)

とあり、さらに『法華取要抄』に

此土我等衆生五百塵点劫已來教主釈尊愛子也。(定八一二二頁)

と示されているように、釈尊は始成正覺の仏に即して久遠実成を開顯された、此土有縁で三德具備の釈迦牟尼仏なのである。つまり、娑婆世界の能統一者であり、我等衆生はその愛子として、五百塵点劫より永遠に続けられている、「能為救護」という絶対救濟活動の大恩を被っているのである。かるが故に、一切衆生は久遠釈尊を本尊と仰ぎ、その仏の隨自意に随わなければならぬのである。その隨自意とはすなわち法華經であり、法華經に絶對隨順することが善となり、これへの意識的、無意識的の背反が説法となり、惡となるのである。

戒が防非止惡、諸善發生の根本作用というならば、聖人の場合、大惡たる誹法への移行阻止、すなわち誹法行為を呵責することが防非止惡であり、同時に仏果獲得という大善發生の根本作用となるのである。ここに聖人における戒の本質的な考え方が伺え、さらにかかる点から聖人の持戒の在り方を考えるならば、それは法華經への絶對帰命ということであり、それが具体的には、不惜身命の持経・弘教に示される、法華經受持ということになるのではないだろうか。

以上のことから考えると、聖人が否定された戒とは、釈尊の隨自意に違背する大・小乘戒を指されたのである。そして、聖人はそれに替わる行法として、法華經受持を唱えられたのである。受持一行の超勝性については第一節でも少しく触れたが、『本尊抄』の「受持・譲与段」の

釈尊因行果德二法妙法蓮華經五字具足我等受持此五字自然譲与彼因果功德。(定七一一頁)

の文に示されるように、釈尊の因行果徳が妙五字の受持に集約されるのであるから、敢えて持戒の必要は認められないのである。聖人が末法無戒といわれる前提には、妙法五字の受持があつたのである。一方、戒の本質的意義

から考へるならば、妙法五字こそが末法における持戒とはいえないだらうか。

四 五戒に即してみた、

聖人の日常倫理觀

前節では聖人独自の戒思想を伺つたのであるが、具体的行為の細目にわたつて規制された大・小乘戒を超越して、妙法五字の受持一行こそが持戒とされるような姿勢であるが、では、法華經受持者の具体的日常倫理規範はどういうに説示されたのであらうか。一つの試みとして、倫理の規範ともなつてゐる五戒に即して考察を加えてみたいと思う。

まず、殺生に関する内、武士の殺生に対する考え方をみてみると、聖人の檀越の中で武士である波木井三郎に對して書かれた『波木井三郎殿御返事』に

貴辺、武士家、仁昼夜殺生、惡人也。（定七四九頁）

と示されるように、武士の殺生を惡とされ、また、光日房が武士であった息子の弥四郎の死後を氣遣つて、聖人に質問したのに対しして、『光日房御書』に

夫、針水にしづむ。雨は空にとどまらず。蟻子を殺る、

者は地獄に入、死にかばねを切る者は惡道をまぬが

れず。何況、人身をうけたる者をころせる人をや。

（定一五一八頁）

と示されるように、殺人による墮獄は必定とされたのである。このように聖人は殺人を当然惡とされ、墮獄の業因とされたのであるが、武士にとっては殺生を避けることは決してできないのである。そこで聖人は統けて、同書に次のように説示されているのである。

但シ大石海にうかぶ、船の力なり。大火もきゆる事、

水の用にあらずや。小罪なれども、懺悔せざれば惡

道をまぬかれず。大逆なれども、悔すれば罪きへぬ。

（略）されば故弥四郎殿は設惡人なりともうめる母、釈迦佛の御宝前にして昼夜なげきとぶらはば、争か世人うかばざるべき。いかにいわうや、彼人は法華經を信じたりしかば、をやをみちびく身とぞなられて候らん。（定一一五八〇六一頁）

とあるように、たとえ大惡であつても法華經信仰によつて懺悔すれば、殺生の罪は消え、成仏できるとするのである。ここに武士をはじめ、広く殺生を職業とする者に対する安心救済が示されているのである。

次に、肉食についてみてみると、聖人自身「魚鳥をも服せず」（『四恩抄』定二三六頁）と示されるように、

肉食はされなかつたようである。また、檀越に對しても、

不慮に臨終なんどの近づき候はんには、魚鳥など
を服せさせ給ても候へ。（定二九二頁）
とあるように、不慮にして臨終が近づいた場合の肉食は
許されている。このように聖人自身は肉食をされず、檀
越に對しても一定の条件を付けられているのである。

次に偷盜については「仏法の盜人」『小乘大乘分別抄』
定七七一頁）といつて、華嚴宗の澄觀、真言宗の善無畏
・金剛智が天台の一念三千の法門を盜み、自家の肝心と
したことへの批判が遺文の處々⁽¹⁴⁾に見られるが、他宗
に対して厳しい聖人は、自身の教義においても厳格であ
り、例えば、仰いで止まない伝教大師に対しても、大師
がその教義の内、重要な位置においていた真如隨縁論に関し
ては、聖人の遺文中どこにも言及されていないといわれ
ている⁽¹⁵⁾。このように、純粹法華教學樹立の為に、他
の教義との融合を許さなかつたのであるが、その批判、
戒めの表現として偷盜という言葉を用いられたのであ
る。

一方、日常的次元の偷盜問題に関してはほとんどの言及
されていないようである。しかし、教義上において偷盜
を嚴戒された以上、日常倫理の上でもおそらく戒められ

ていたであろう。

次に邪姪については、夫または妻妾以外のものと姪事
を行なうことであるが、直接このことに言及された遺文
は見当たらない。ただし、夫婦のあり方については『兄
弟抄』に次のように示されている。

夫たのしくば妻もさかふべし。夫盜人ならば妻も盜
人なるべし。是偏に今生計の事にはあらず。世世生
生に影と身と、華と果と、根と葉との如くにてお
するぞかし。（略）比翼と申鳥は身は一にて頭二あ
り。二の口より入る物一身を養ふ。ひほくと申魚は
一目づつある故に一生が間はなる事なし。夫と妻
とは如レ是。（定九三三一～三頁）

とあるように、正しい夫婦の在り方については、夫婦は
苦樂を共にするものであつて、所謂、一心同体で、決し
て互いに離れては存在し得ないのである。そして、この
結びつきは今生ばかりではなく、三世に通するものであ
ると述べられているのである。この説示から考えるなら
ば、当然正しい夫婦の在り方を破壊するような邪姪は認
められなかつたものと思われる。

また、周知のように聖人自身は『四恩抄』に

華経を弘めんとする失によりて、妻子を帯せずして犯僧の名四海に満^チ（定二三六頁）

と述べられているように、妻帯はされず、不邪婬戒は犯されなかつたのである。

次に妄語については、出世間的次元で多く語られてゐる。例えば、『開目抄』に

法華經の第五の巻勸持品の二十行の偈は、日蓮だにも此国に生^チずは、ほとをど世尊は大妄語の人、八十萬億那由佗の菩薩は提婆が虚誑罪にも墮ぬべし。經に云有諸無智人悪口罵詈等、加刀杖瓦石等云云。今の世を見るに、日蓮より外の諸僧、たれの人か法華經につけて諸人に悪口罵詈せられ、刀杖等を加^{スル}る者ある。日蓮なくば此一偈の未來記、妄語となりぬ。（略）日蓮なくば誰をか法華經の行者として仏語をたすけん。（定五五九～六〇頁）

と述べられ、同様の表現が遺文の処々⁽¹⁶⁾に見られるが、これらは、法華經が眞実の經か否かを身証するといふ立場から述べられているのである。また、聖人は正直という德目を重視されているのである。

仏と申は正直を本とす。（『法華題目鈔』定四〇一

頁）

人の信不信はしらず。ありのままに申べしと誓状を立^チしゆへに（『破良觀等御書』定一二八四頁）

出世間的次元において不妄語、正直を強く唱えられた聖人は、日常倫理においても戒められたであろう。『法門可被申様之事』には

日本國には日蓮一人計^チこそ世間・出世正直の者にては候^ヘ。（略）これほど有事^ルを正直に申^{スル}ものは先代にもありがたくこそ。これをもって推察あるべし。それより外の小事曲べしや。聖人は言をかざらずと申。（定四五五頁）

と示されるように、聖人自身は世間的にも、出世間的にも正直の者であると自認されるのである。

しかし、その反面、四条金吾が同僚の反感を受け、その身に危害が及びそうな事態が起きた折に、聖人はその危機を回避する為に四条金吾に対して具体的な注意をされる中で、次のような説示がある。

主のめさん時はひるならばいそぎまいらせ給^{ベシ}。夜ならば三度までは頓病の由申^セせ給^ヘて、三度にすぎば下人又他人をかたらひて、つじをみせなんどして御出仕あるべし。（『四条金吾积迦仏供養事』定一

一八八頁）

また、

身に病なくとも、やいとを一二箇所やいて病の由あるべし。
(同書、定一八八頁)

あるように、主人からの急の出仕命令がある時でも、用心の為に、ならば、三度まで急病であると言つて辞退し、また、病気がなくとも体に灸をすえて、病氣があるよう見せかけよといわれるのである。このように、無駄な争いを避け、正しい信仰を貫徹する為には、時には妄語することも認められていたのである。

次に飲酒についてみると、聖人が飲酒されたことは先にも少しく触れたのであるが、文献にこのことが最初にみられるのは、弘長元年(一二六一年、聖寿四十歳)六月に伊東で書かれた『船守弥三郎殿許御書』(定二二九頁)の冒頭に記された、船守弥三郎からの供養品においてである。しかし、この書の真蹟は存在せず、また、酒の供養が多くみられるようになったのは身延に入られてからである。聖人の場合、飲酒される目的の一つには、身延という冬が長く、且つ厳寒の地において、その寒さを一時でも防ぐことがあつたのはなかろうか。このことは、『上野殿母尼御前御返事』に

このさけはたたかにさしわかして、かつかうをはた
と示されているように、反目する同僚からの危害がいつ身に及ぶかもしれない状況に置かれている四条金吾に対

とくい切て、一度のみて候へば、火を胸にたくがごとし、ゆに入^ルにたり。あせにあかあらい、しづくに足をすすぐ。此御志ざはいかんがせんとうれしくをもひ候ところに、両眼よりひとつなんだをうかべて候。
(定一八九七頁)

と示されているところからも伺えると思う。

さらに考えられることは、真蹟は存在しないが、四条金吾が同僚との軋轢に苦しんでいた時に、与えられたといわれている『四条金吾殿御返事』に

ただ女房と酒うちのみて、南無妙法蓮華經ととなへ給へ。
(定一八一頁)

と示されているように、苦境にあっても、飲酒することにより、人々の心が和み、互いの心が通い合う霊氣を作り出す効果を認められていたのであるう。

以上のような効果を飲酒に認められていたことが、飲酒を許された理由の一つとして挙げられると思う。ただし、『四条金吾釈迦仏供養事』に

どうれひならびに他人と我宅ならで夜中の御さかもりあるべからず。
(定一八八頁)

と示されているように、反目する同僚からの危害がいつ身に及ぶかもしれない状況に置かれている四条金吾に対

して、飲酒は気の緩みが生じる原因となる故に、外での飲酒は戒められている。ここには、飲酒に対する用心が説かれているのである。

以上、五戒に即して聖人の日常倫理の説示を一瞥してみたのであるが、殺生に関しては悪と規定されているものの、殊に武士の殺生に言及され、この罪は避けられないものであるが故に、法華經信仰による懺悔滅罪の必要性を説かれた。偷盜については、純粹法華教學樹立を目指された聖人は他法門の混融を許さず、他宗人師を「法門の盜人」等いう表現をされている信仰倫理からすれば、世間的偷盜も当然戒められたであろう。邪姪については、法華經信仰に基づく正しい夫婦の在り方を説示され、妄語については、法華經こそ釈尊の隨自意が示された正直の經である故、それを受持するものは当然日常倫理においても正直であることが要請されるのである。飲酒については、法華經信仰を妨げるものではなく、適度な飲酒によって得られる利益を認められているのである。

小 結

聖人の究極の目標は成仏であるが、それと共に表裏一

体をなしていたのは無間地獄に墮すことへの恐怖であった⁽¹⁸⁾。末法衆生は久遠积尊への絶対帰命という救済の根本原理を見失つており、このままでは一切衆生が無間地獄に墮することは必定であるとみられたのである。ここに聖人が唯一最大の使命とされたことは、その無間地獄への道を塞ぐことであり、謗法とのたたかいだったのである⁽¹⁹⁾。それ故に倫理的次元の問題にはあまり言及されなかつたのであろう。さればといって、倫理を無視されていたわけではないのである。試みにこの小論では、五戒に即して聖人の倫理観を検討したのであるが、聖人は五戒を否定されながらも日常的倫理規範として、法華經的世界觀に立脚した五戒が聖人の説示に見出されたのである。

ここに聖人が倫理を超越されながらも、日常的次元に還相してくる場合、その倫理は法華經的世界觀に立脚したものとなつて、我々にその遵守が要請されてくるのである。

註 文中引用の日蓮聖人遺文は『昭和定本日蓮聖人遺文』に拠つた。(定一頁)と表記する。

(1) 『仏教辞典』(宇井伯寿監修)一二七頁「戒」の項参照。
(2) 『戒体即身成仏義』には五戒について言及されているが、この書は聖人遊学中の著述である。この小論では開宗後の思想を中心みてるので、ここでは触れないことにする。

(3) 『波木井三郎殿御返事』「末代悪人等成仏不成仏罪不レ依、輕重」。但此經可任信不信。(定七四九頁)

(4) 武田賢寿稿「鎌倉仏教の形成と戒律の問題」(日本佛教

学会編『鎌倉仏教形成の問題点』所収)六七〇九頁

(5) 『十二問答』『淨土宗全書』卷九一五七五頁

(6) 『守護國家論』(定一〇〇頁)

(7) 浅井円道著『上古日本天台本門思想史』四九〇五〇頁

(8) 『伝教大師全集』第一卷 四一七頁

(9) 同 第一卷 四一八頁

(10) 真蹟現存遺文に限り管見の限りでは、この二文、全文の引用はされていないが、文の一部や文意が引用されている。

註(8)の文に関しては、定一〇〇・三三二・七三九〇四〇

註(9)の文に関しては、定六七九・一二九八・一五九一頁

(11) 定一七二九・一八五七(「聖人」とは清酒のこと)・一八九六・一九〇二・一九〇六頁

(12) 註(1)に同じ

(13) 茂田教章稿「日蓮聖人における戒の問題」(日本佛教
学会編『仏教における戒の問題』所収)を参考にした。

(14) 定四四九・五四〇・五四一・八三八・一三二六頁

(15) 浅井円道著『上古日本天台本門思想史』一七九頁

(16) 定五九八・一〇五五・一一五四頁

(17) 註(11)参照

(18) 聖人の遺父には墮地獄の拒否が毎頁といつていいほど述べられている。

(19) 『報恩抄』に「日蓮が慈悲曠大ならば、乃至正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか。」(定一二四八〇九頁)と示されているよう、末法衆生の無間地獄への道を閉じた聖人自身の功績を述べられているのは、まさに自身の使命を果たせたことへの悦びでもある。